

ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則

〔 令和元年 12 月 13 日 元消安第 3903 号
消費・安全局長通知 〕

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 71 のベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に係る植物検疫の実施については、令和元年 12 月 13 日農林水産省告示第 1634 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 くん蒸施設

告示 3 の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満たすものとする。

- (1) くん蒸中一定のガス濃度を保持しうる気密性を有するものであること。
- (2) くん蒸施設内のガス濃度を外部から測定できる構造であること。
- (3) くん蒸施設内のガス濃度を均一にする装置及び消毒終了後速やかにガスを排出する装置を有するものであること。
- (4) 臭化メチルの投薬装置が設備されていること。
- (5) くん蒸施設内の温度を外部から随時測定できる装置を有するものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示 6 の (1) においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められ、かつ、通気性のある材料とあるのは、通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものとする。

(2) こん包場所

告示 6 の (2) においてミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所とあるのは、次の条件を満たすものとする。

ア 窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、ミカンコミバエ種群の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みのれいしの生果実の専用こん包場所であること。

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向けれいしの生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査を行うときに、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

(3) (1)の調査において、1の(1)のくん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかにより行うものとする。

ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その平均測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。

イ 当該施設の内部の圧力を500パスカルまで上げ、50パスカルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

ウ 当該施設の内部の圧力を250パスカルまで上げ、25パスカルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。

4 検査及び消毒の実施の確認

(1) 告示4の(1)の検査の実施の確認は、れいしの生果実のこん包数の5パーセント以上について、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会うことにより行うものとし、合わせて、告示6の(1)のこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われていることについても確認を行うものとする。

(2) (1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の検査を行わないものとする。

(3) 告示3の(2)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 告示3に定められた薬量及び温度条件の下に所定の時間くん蒸が行われることを確認すること。

イ 1回に処理する生果実の量が、くん蒸施設の内容積の34.8パーセントを超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われる

ことを確認すること。

ウ くん蒸中は常時ガスの循環が行われることを確認すること。

- (4) 植物防疫官は、検査及び消毒を確認したときは、これを受けてベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

5 表示

告示 7 の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

- (1) 輸出植物検疫終了の表示

PLANT QUARANTINE VIETNAM

- (2) 仕向地の表示

ア **FOR JAPAN**

イ 日本向け

6 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

- (2) 植物防疫官は、告示 4 の (1) の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 6 の (3) の封印がなされていない場合、告示 7 の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。

- (4) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合には、次により措置を講ずるものとする。

ア ミカンコミバエ種群が発見された荷口の全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因について、ベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この細則は、令和元年 12 月 15 日から施行する。